

(議案その二)

令和二年十一月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和2年11月18日

島根県知事 丸 山 達 也

第125号議案	島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する 条例	1
第126号議案	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部 を改正する条例	3
第127号議案	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例	4
第128号議案	県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正 する条例	5
第129号議案	警察職員の住宅の用に供するための普通財産の無償貸 付けの特例に関する条例	6
第130号議案	公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改 正する条例	7
第131号議案	島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する 条例	10

第125号議案

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

ホール	10,430円	13,910円	13,040円	22,610円	26,280円	32,110円
楽屋1	130円	170円	160円	280円	330円	410円
楽屋2	180円	240円	220円	390円	450円	560円
多目的研修室	1,780円	2,370円	2,230円	3,860円	4,490円	5,490円
研修室1	2,080円	2,780円	2,610円	4,520円	5,260円	6,430円
研修室2又は 研修室3	1,320円	1,760円	1,650円	2,870円	3,330円	4,080円
研修室4	1,360円	1,810円	1,700円	2,950円	3,430円	4,200円
研修室5	1,470円	1,970円	1,840円	3,200円	3,720円	4,550円
特別会議室	2,980円	3,970円	3,720円	6,450円	7,500円	9,170円
生活創造スタジオ	2,740円	3,660円	3,430円	5,950円	6,910円	8,450円
和室1	730円	970円	910円	1,590円	1,840円	2,260円
和室2	580円	780円	730円	1,270円	1,480円	1,810円

を

ホール	13,550円	18,080円	16,950円	29,390円	34,160円	41,740円
楽屋1	160円	220円	200円	360円	420円	530円
楽屋2	230円	310円	280円	500円	580円	720円
多目的研修室	2,310円	3,080円	2,890円	5,010円	5,830円	7,130円

研修室 1	2,700円	3,610円	3,390円	5,870円	6,830円	8,350円
研修室 2 又は 研修室 3	1,710円	2,280円	2,140円	3,730円	4,320円	5,300円
研修室 4	1,760円	2,350円	2,210円	3,830円	4,450円	5,460円
研修室 5	1,910円	2,560円	2,390円	4,160円	4,830円	5,910円
研修室 6	3,560円	4,750円	4,450円	7,730円	8,980円	10,980円
特別会議室	3,870円	5,160円	4,830円	8,380円	9,750円	11,920円
和室	1,700円	2,270円	2,130円	3,710円	4,310円	5,290円

に改め、同表備考 5 を次のように改める。

- 5 和室の 2 分の 1 を使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額（第 1 号又は前号の規定により加算した場合は、その加算後の額）の 5 割に相当する額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立男女共同参画センターの施設の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

第126号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同条第3号中「収用委員会の委員」の次に「、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の一部免責については、この条例による改正後の知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第127号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第35号右欄中「西ノ島町」の次に「、知夫村」を加え、同表第56号左欄の(5)中「第8条第5項、第31条の6第5項又は第37条第5項」を「第8条第6項、第31条の6第6項又は第37条第6項」に改め、同号右欄中「浜田市、出雲市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町」を「各市町村（松江市を除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第56号左欄の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表第35号左欄に掲げる事務で同日以後においては知夫村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、それぞれ知夫村長のした処分その他の行為又は知夫村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

第128号議案

県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例

県税外収入金の延滞金徴収に関する条例（昭和27年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の県税外収入金の延滞金徴収に関する条例附則第4項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

第129号議案

警察職員の住宅の用に供するための普通財産の無償貸付けの特例に関する 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、警察職員の住宅（警察職員の居住の用に供するため県以外の者が設置する家屋、工作物及びこれらに附帯する設備をいう。次条において同じ。）の用に供するために普通財産を貸し付ける場合における財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年島根県条例第41号）の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(無償貸付けの特例)

第2条 警察職員の住宅の建設及び管理運営に係る事業を実施しようとする者に対して当該事業の用に供するため県が所有する土地を貸し付ける場合は、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、当該土地を無償で貸し付けることができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第130号議案

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第1条 公衆浴場法施行条例(昭和23年島根県条例第72号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項第21号中「浴槽」を「浴槽水」に改め、「をいう。」の次に「次項第26号において同じ。」を加え、同表の2の項第12号中「水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。) 以外の水を使用した上がり用湯水及び浴槽水」を「浴槽水及び水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。第25号において同じ。) 以外の水を使用した上がり用湯水」に改め、同項第19号ア中「0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度までに」を「0.4ミリグラム程度に」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 結合塩素のモノクロラミンを用いて消毒を行う場合にあっては、モノクロラミンの濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。

別表の2の項中第25号を第28号とし、同項第24号中「壁面」を「内部」に、「塩素消毒等」を「塩素系薬剤等」に改め、同号を同項第27号とし、同号の前に次の1号を加える。

(26) 気泡発生装置を設置している場合にあっては、内部に生物膜が形成されないように定期的に清掃及び消毒を行うこと。

別表の2の項中第23号を第25号とし、第22号を第24号とし、同号の前に次の1号を加える。

(23) シャワーは1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、シャワーヘッド及びホースは6月に1回以上点検するとともに、その内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を1年に1回以上行うこと。

別表の2の項第21号中「清掃」の次に「及び消毒」を加え、同号を同項第22号とし、同項第20号の次に次の1号を加える。

- (21) 循環式浴槽（湯水の使用量を少なくする目的で浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。）の浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

（旅館業法施行条例の一部改正）

第2条 旅館業法施行条例（昭和45年島根県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下この条において「令」という。」を削る。

第5条第2項第2号中「同表6の項から18の項」を「同表の6の項から21の項」に改め、同項第3号中「以下」を「別表第2において」に改める。

別表第1の7の項中「をいう。」の次に「次表の18の項において同じ。」を加える。

別表第2の2の項中「水道水以外の水を使用した上がり用湯水及び浴槽水」を「浴槽水及び水道水以外の水を使用した上がり用湯水」に改め、同表の11の項第1号中「1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度までに」を「、1リットル中0.4ミリグラム程度に」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 結合塩素のモノクロラミンを用いて消毒を行う場合にあっては、モノクロラミンの濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。

別表第2中18の項を21の項とし、17の項を20の項とし、同表の16の項中「壁面」を「内部」に、「塩素消毒等」を「塩素系薬剤等」に改め、同項を同表の19の項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 18 気泡発生装置を設置している場合にあっては、内部に生物膜が形成されないように定期的に清掃及び消毒を行うこと。

別表第2中15の項を17の項とし、14の項を16の項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 15 シャワーは1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、シャ

ワーヘッド及びホースは 6 月に 1 回以上点検するとともに、その内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を 1 年に 1 回以上行うこと。

別表第 2 の 13 の項中「清掃」の次に「及び消毒」を加え、同項を同表の 14 の項とし、同表の 12 の項の次に次の 1 項を加える。

- 13 循環式浴槽（湯水の使用量を少なくする目的で浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。）の浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第131号議案

島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、農産物の種子及び種苗（以下「種子等」という。）の確保に関し必要な事項を定めることにより、多様化する需要に応じた的確に農産物を生産するために必要な種子等の安定的な確保を図り、もって本県農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、種子等の安定的な確保に関する施策を推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、施策の推進に当たっては、種子等の安定的な確保に係る機関、団体その他の関係者（次条において「関係機関等」という。）と連携を図るものとする。

(関係機関等の役割)

第3条 関係機関等は、県が実施する種子等の安定的な確保に関する施策に協力するものとする。

(種子等の確保の基本)

第4条 種子等の確保については、農業者が、需要に応じた農産物の生産が農業経営に不可欠であることを踏まえ、生産する品種を自ら選択し、その種子等を多様な方法の中から適切に調達することを基本とするものとする。

2 県は、農業者が種子等を自ら安定的に調達できるよう、種子等の生産その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、気象災害、社会経済情勢の変化等により、農業者が種子等を調達することが困難となる場合に備え、他の都道府県との協力により種子等を安定的に確保する仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。

(種子等の生産)

第5条 県は、農産物の需要の見通し、農業者の種子等の調達状況等に鑑み、知事が別に定める品種の種子等が計画的に生産されるよう、次条から第8条までに掲げる措置を行うものとする。

(ほ場の指定及び審査)

第6条 知事は、種子等の生産を行おうとする者の申請に応じ、種子等の生産に適すると認めるほ場を指定種子等生産ほ場として指定することができる。

2 指定種子等生産ほ場を経営する者(第3項及び次条において「指定種子等生産者」という。)は、次に掲げる審査を受けるものとする。

(1) ほ場審査(指定種子等生産ほ場において栽培中の農産物の適否について審査することをいう。)

(2) 生産物審査(指定種子等生産ほ場で生産された種子等の適否について審査することをいう。)

3 知事は、前項各号に掲げる審査の結果について、指定種子等生産者に通知するものとする。

4 第2項各号に掲げる審査の基準及び方法は、知事が別に定める。

(指導及び助言)

第7条 知事は、指定種子等生産者に対し、種子等の生産のために必要な指導及び助言を行うものとする。

(原種及び原原種の生産)

第8条 知事は、種子等の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産に必要な原原種の生産を行うものとする。

2 知事は、県以外の者が経営するほ場において原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認めるときは、当該ほ場を、当該者の申請に応じ、指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができる。

3 前2条の規定は、指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種又は原原種の生産について準用する。

(県内外からの円滑な種子等の確保)

第9条 県は、農業者が種子等を円滑に調達できるよう、県内外における種子等

の生産及び供給の状況等の情報収集、県内外の種子等生産者団体等との関係強化による調達先の確保、農業者に対する助言及び情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、種子等の安定的な確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に知事がした指定その他の行為又はこの条例の施行の際現にされている指定の申請その他の行為であって、第6条及び第8条の規定による行為に相当するものは、それぞれこれらの規定によりされたものとみなす。